

第2 検討部会 会議録

会議の名称	第13回 第2 検討部会
開催日時	平成20年2月14日(木)18時00分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)小川委員、永瀬委員、立石委員、大関委員、石井(邦)委員、河合委員、篠田委員、吉田委員
会議内容	これまでの議論のとりまとめ ・川口市はどのようなまちを目指すのか
会議資料	・前回部会の議論概要 ・第2回運営調整部会の概要 ・今後のとりまとめイメージ ・自治基本条例の基本構造、仕分け表
発言内容	<p>運営調整部会から出された宿題に対する意見</p> <p>【事務局から提案された全体スケジュールについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、全体スケジュール案に基づいて進めることとする。 <p>【条例のスタイルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような内容であっても、分かりやすい表現で条文を表す。 ・実効性のある制度や手法については自治基本条例に盛り込むものの、詳細な取り決めについては、別途条例などで策定することによって、条例の実効性を確保する。 <p>【専門的な組織の設置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PR活動や条例の普及活動といった広報活動についての検討を行う組織を設置することが求められる。この場合、その新たな組織にはどのような取組みを行うのか具体的な内容を委員会全体に示してもらいたい。なお、実行にあたっては、市役所の広報担当部署や専門家との協力を図ることが効果的だと思われる。また、実行にあたっては、予算上の制限に留意する必要がある。 ・今後、条例の素々案を作成する新たな組織の設置が求められる。ただし、条例案の作成権限については運営調整部会が持っているため、その新たな組織はまず叩き台を作成し、その後各検討部会に意見を求めて、最終的な案を運営調整部会に提出することが考えられる。 <p>これまでの議論のとりまとめ (川口市はどのようなまちを目指すのか) 当検討部会をAグループとBグループの2グループに分け、3月末をメドにこれまでの議論について内容を補いながら整理をおこなう。</p>

1) Aグループにおける議論

理想の地域像(目的)

【明るく元気な子供を育てる】

- ・これまでの議論になかったが、これからの川口市を担う子供達の育成は重要である。

理想の川口市を実現する仕組み(手段)

【学校、地域、家庭がお互いの絆を深める】

- ・学校・地域・家庭がそれぞれ個別に役割を担うのではなく、それらの連携した取組みを行うことによって、明るく元気な子供を育てていくことが望ましい。

【情報公開】

- ・公開されるべき情報を早く公開するとともに、防災・防犯面を中心に分かりやすい広報を充実させる。
- ・分かり易さばかりに偏りすぎると、情報の正確性を損ないかねないことに留意する必要がある。

【市民参加・協働・交流】

- ・市民、グループが参加できるような多種多様なカリキュラムを増やし、その情報を早く伝えることが求められる。

【活動拠点】

- ・公民館だけに限らず、公有財産(施設、広場)を幅広く有効活用する。

2) Bグループにおける議論

地域の理想像(目的)

【にぎわい、活力】

- ・抽象的な語句のまま、前文のような位置づけで表現することが望ましい。

【地域格差に配慮】

- ・社会インフラに関する内容のため、総合計画で定められる内容がイメージされることから、地域の個性や特性を尊重するような内容が望ましい。
- ・市の財政運営などの社会的な影響を及ぼすため、具体的な内容を表すことは望ましくない。

【あいさつのあるまち(協働の一步として)】

- ・協働を進める初めの取組みなら、他の内容もありうることに留意する必要がある。

理想の川口を実現する仕組み(手段)

【時系列で見た目標設定】

- ・自治基本条例策定後に見直して、内容を書き直すルールとする。
- ・短期、中期、長期で目標を設定するとして、それぞれ具体的にどれぐらいの期間を想定するべきなのか考える必要がある。例えば「長期」を100

	<p>年と想定すると、企業誘致から観光、商業発展以外にも様々な内容が目標として出てくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文の中での原則的なルールとなるかもしれないので、逐条解説などで表記する場合には、条例を運用するにあたっての留意点とする。 <p>【中高年者の力を活用する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年者のパワーを支援するとともに、中高年者の技術等を伝承していく。 <p>【学校の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の居場所づくりや地域と教育の協働といったような内容として、条文に盛り込む。 <p>【情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう「情報」とは、個人情報や防災、福祉に関するものとする。 <p>【公共施設の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの活動拠点として公民館などを活用する。 <p>【多様な市民組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は行政に対して、市民活動についての環境整備を求める権利がある。 <p>【地場産業の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業施策に関することであり、条例より総合計画といった位置づけが妥当である。 <p>条例自体に関する意見</p> <p>【どこまで具体的な内容を記載すべきか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちのあり方について、過度に具体的な内容を条文に盛り込んでしまうと、多くの住民や企業が条例違反になってしまうおそれがある。 ・条文の内容によっては、住民生活やまちのあり方に影響を及ぼすことに留意する必要がある。極端な例でいえば、川口市のことについて何も知らない市民（外国人等）の生活に支障を及ぼしたり、環境について条例に厳しく規定すると川口の特徴である鋳物が公害の要因として市外に追いつけられることになる。 <p>【罰則の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例違反について罰則を設けないと、違反を犯しても市民が問題なく生活できるため、実効性の乏しい条例になるおそれがある。
次回以降日程	<p>第 14 回検討部会 2 月 21 日（木）18 時 00 分～ 職員会館 3 階 会議室</p> <p>第 15 回検討部会 3 月 3 日（月）18 時 00 分～ 職員会館 3 階 会議室</p>